

NetPlatz ホスティングサービス利用規約

2010年4月12日改定施行

株式会社 イージェーワークス

NetPlatz ホスティングサービス利用規約

第 1 章 総則

第 1 条(利用規約の適用)

株式会社 イージーワークス(以下、「当社」といいます)は、NetPlatz ホスティングサービス利用規約(以下、「利用規約」といいます)を定め、本利用規約に基づき、NetPlatz ホスティングサービスの各プラン(以下、「基本サービス」といいます)と基本サービスに付随するオプションサービス(以下、「オプションサービス」といいます、また以下、「基本サービス」と「オプションサービス」を合わせて「本サービス」といいます)を提供します。

2 当社と本サービスの利用契約を締結した法人または個人(以下、「契約者」といいます)は、利用規約を遵守して本サービスを受けるものとします。

第 2 条(利用規約の変更)

当社は、利用規約を変更することがあります。この場合の料金その他の提供条件は、既に締結された利用契約も含め、変更後の利用規約に拠ります。

2 利用規約の変更にあたっては、当社は当該変更の対象となる契約者に対してその内容を告知、あるいは通知するものとします。但し、この告知、あるいは通知が到達しない場合であっても、変更後の利用規約が適用されるものとします。

3 前項の定めに係わらず、新サービスの提供開始に伴う利用規約の条項追加等、契約者に何らの変更を生じない利用規約の変更については、契約者に告知、あるいは通知することなく、当社の裁量で行なうことができるものとします。

第 3 条(サービスの提供区域)

本サービスの提供区域は、日本国内とします。

第 4 条(基本サービスの種類)

当社が提供する基本サービスの種類は、以下の通りとします。

- (1)NetPlatz 共用サーバプラン Lite
- (2)NetPlatz VPS プラン VPS Lite
- (3)NetPlatz VPS プラン VPS Enterprise
- (4)NetPlatz 専用サーバプラン Standard
- (5)NetPlatz 専用サーバプラン Middle range
- (6)NetPlatz 専用サーバプラン Premium
- (7)NetPlatz 旧サービスプラン(新規販売終了) 別記 5 「旧サービスプラン」に記載

2 当社は、前項の基本サービスに付随して、別記 2 「オプションサービス」に記載のオプションサービスを提供します。

第 5 条(告知及び通知方法)

当社から契約者への告知は、インターネット上のホームページ及び申し込み画面等により行なわれるものとし、また、通知は、契約者が申し込み書面に記載した契約者住所への書面、電子メールアドレス、または契約者が予め指定する電子メールアドレス宛に電子メールを送信する方法等によって行ないます。

2 前項に記載する告知または通知は、当社が契約者に対して送付、またはインターネット上に配信を行なった時点で到達したものとし、当該告知、または通知が契約者へ到達しなかった場合においても、当該不到達に起因して発生した損害等について、当社は一切責任を負わないものとします。

第 2 章 利用契約

第 6 条(利用契約の単位)

契約者が複数の本サービスを申し込む場合には、個々に利用契約を締結するものとします。

2 当社は、利用規約の他、必要に応じて特約を定めることがあります。この場合、契約者は利用規約と共に、特約も遵守するものとします。

第 7 条(利用契約申込)

本サービスの利用契約申し込み(以下、「利用申込」といいます)を行なおうとする方(以下、「申込者」といいます)は、利用規約の内容を必ず確認し、承諾した上で本サービスの申し込みを行なうものとします。

2 利用申込は、当社所定の方法により行なうものとします。

3 前項の利用申込にあたり、別に本人確認資料等を提出頂く場合があります。

4 利用申込時に当社に提出頂く資料に個人情報を記載する場合には、当社に個人情報を提供することについて、本人に同意を得た上で記載するものとします。

5 契約者は、本サービスの提供に必要な範囲において、当社が委託先等に契約者の情報を提供することを承諾するものとします。

第 8 条(利用契約の成立)

利用契約は、前条に定める利用申込について当社が審査を行ない、承諾し、月払いの場合には、第 38 条(初期料金)に定める初期料金が支払われたことが確認され、また、年一括払い料金の場合には、利用開始初年度の料金となる初期料金と年額料金の合計額が支払われたことが確認され、開通通知を送付した時(以下、「利用開始日」といいます)に成立します。

2 利用申込に係る本サービスの提供は、原則として利用申込を受け付けた順に行ないます。但し、事情により、その順序を変更することがあります。

第9条(利用申込の拒絶)

当社は、以下の場合には、利用申込を承諾しないことがあります。

- (1)当社が、利用申込に係る本サービスの提供、または本サービスに係る機器・装置の手配・保守が困難と判断した場合
- (2)申込者が、第31条(提供停止)第1項各号のいずれかに該当する場合
- (3)申込者が、過去において第31条(提供停止)第1項各号のいずれかに該当した場合、または、当社が提供する他のサービスにおいて、同様の行為を行なったことがある場合
- (4)利用申込の内容に虚偽の事実を記載、または入力した場合
- (5)申込者が、正当に使用することができないクレジットカードを指定した場合
- (6)申込者が指定したクレジットカードが、クレジット会社により利用の差し止めが行なわれている場合
- (7)申込者が未成年であって、保護者の同意を得ていない場合
- (8)当社の競合他社等、事業上の秘密を調査する目的で利用申込を行なう場合
- (9)申込者が、当社の社会的信用を失墜させる態様で本サービスを利用する虞がある場合
- (10)申込者が、反社会的団体、または勢力であると認められる場合
- (11)その他、当社が利用申込を承諾することが適当でないと判断した場合

2 当社が利用申込を承諾しない場合には、申込者へ通知するものとします。なお、当社は、利用申込を承諾しない理由を開示する義務を負わないものとします。

3 利用契約の成立後に、契約者が第1項各号のいずれかに該当することが判明した場合、当社は何らの通知、または催告をすることなく、本サービスを停止し、その利用契約を解除できるものとします。

第10条(保証金)

当社は、第8条(利用契約の成立)第1項に定める審査結果により、利用料金の予定額を算定の基礎とした額を保証金として当社に預け入れ頂くことを条件に、利用申込を承諾する場合があります。

2 前項の承諾通知を受けた場合には、申込者は、当社の指定する期日までに、保証金を当社の指定する方法により支払うものとします。

3 第1項の保証金の金額設定は、6ヶ月毎に当社と契約者の間で協議を行ない、その結果、見直すことがあります。

4 利用契約が終了した場合には、当社は保証金を契約者に利息を付けることなく返還します。

5 前項の定めに係わらず、契約者に対する本サービスに係る債権の回収が困難と判断される場合には、当社は、直ちに保証金を任意に処分してその代金を当該契約者の債務の弁済に充当できるものとし、充当を行なった場合には、当社は契約者にその旨を通知します。

6 前項により、保証金が債務の弁済に充当された場合には、契約者は、当社の定める期日までに、充当された保証金に相当する額を新たに保証金として支払うものとします。

7 第 5 項に定める他は、当社は保証金を処分することができないものとします。

第 11 条(サービス内容の変更)

契約者が、本サービスに係る利用契約の内容の変更を希望する場合には、当社が定める方法により変更を申し込むものとします。

2 契約者から前項に基づく変更申込があった場合には、当社は、第 6 条(利用契約の単位)から第 10 条(保証金)の規定に準じて取り扱います。また、当社が当該変更申込について承諾した場合は、契約者に変更後の利用契約の内容についての開通通知を送付します。

3 契約者が、第 18 条(最低利用期間)に定める最低利用期間内に第 1 項の変更申込を希望する場合には、本サービスの月額料金が減少する場合においては、第 40 条(利用料金の精算)第 2 項を適用するものとし、また、本サービスの月額料金が增加する場合においては、第 40 条(利用料金の精算)第 2 項は適用しないものとします。

4 第 2 項により、当社が当該変更申込を承認した場合には、変更後の本サービスについて、新たに第 18 条(最低利用期間)が適用されるものとします。

第 12 条(契約者の名称等の変更)

契約者は、以下の各号に変更があった場合には、当社の定める方法により、その旨を速やかに届け出るものとします。

- (1) 氏名または名称
- (2) 住所または居所
- (3) 連絡先電話番号及び電子メールアドレス
- (4) 当社に届け出たクレジットカードの利用、または請求書送付先に関する事項
- (5) 障害時連絡先

2 前項の届け出があった時は、当社に対し、当該変更の事実を証明する書類を提出して頂くことがあります。

第 13 条(契約者の地位の承継)

契約者である個人が死亡した時、利用契約は終了します。

2 契約者である法人が、合併または会社分割、事業譲渡等により、契約者の地位の承継があった場合には、契約者は、その旨を直ちに当社に書面により通知するものとします。当社が承継を承諾しない場合、当社はその通知の受領後 20 日以内に当該承継法人に対して書面により通知をして、利用契約を解除することができるものとします。当社が解除しなかった場合、承継した法人は、利用契約に基づく一切の債務を承継するものとします。この場合には、第 14 条(権利の譲渡制限)の規定は適用しません。

第 14 条(権利の譲渡制限)

契約者は、利用契約を譲渡する場合には、当社が定める方法により、利用契約を譲り受けるもの(以下、「譲受者」といいます)と共に当社に申し込むものとします。

2 当社は、前項の譲渡申込にあたり、契約者または譲受者の本人確認の為に、資料等を提出頂くことがあります。

3 当社が、利用契約譲渡を承諾した場合には、利用契約譲渡承諾日を記載した文書により、譲受者に通知します。

第 3 章 サービスの提供条件等

第 15 条(サービスの提供条件)

当社は、利用契約毎に IP アドレス、アカウント、及びパスワードを定めます。

2 本サービスで使用できる IP アドレスは、当社が、CIDR(Classless Inter-Domain Routing)ブロックの一部から契約者に指定した IP アドレスとし、それ以外の IP アドレスは使用できないものとします。

第 16 条(サービスの仕様と利用環境)

本サービスの詳細な仕様については、インターネット上のホームページ等において別途定めるものとします。

2 契約者は、自己の費用と責任により、端末機器等のハードウェア、インターネット接続回線の確保等、本サービスの利用に必要な環境を整備するものとします。

第 17 条(サービス仕様の変更)

当社は、本サービスに関して、サービス仕様の改良、追加、または削除等の変更を行なうことがあります。契約者は、これを予め承諾するものとします。

第 18 条(最低利用期間)

基本サービスの最低利用期間は、第 8 条(利用契約の成立)第 1 項に定める利用開始日が含まれる月の翌月 1 日から起算して、NetPlatz 共用サーバプラン Lite、NetPlatz VPS プラン VPS Lite、及び NetPlatz VPS プラン VPS Enterprise については 6 ヶ月以上、また、NetPlatz 専用サーバプラン Standard、NetPlatz 専用サーバプラン Middle range、及び NetPlatz 専用サーバプラン Premium については 12 ヶ月以上とします。

2 年一括払い料金の場合、利用開始日が含まれる月の翌月を 1 ヶ月目として、12 ヶ月目の月の末日までとします。

3 オプションサービスの最低利用期間は、利用開始日が含まれる月の翌月 1 日から起算して 1 ヶ月以上とします。また、年一括払い料金の場合、利用開始日が含まれる月の翌月を 1 ヶ月目として、12 ヶ月目の月の末日までとします。なお、オプションサービスは、「ドメイン名取得・管理料金」

を除き、基本サービスの提供期間中のみ提供します。

第 19 条(ドメイン名)

契約者は、利用契約毎に使用するドメイン名(以下、「使用ドメイン名」といいます)を当社に予め申し出るものとし、そのドメイン名は、契約者が正当な使用権利を有するものを使用するものとし、

2 契約者は、自己の費用と責任により、使用ドメイン名が常に有効な状態であるように維持するものとし、

第 20 条(品質保証制度)

当社は、次の項目について NetPlatz ホスティングサービスの品質を保証するものとし、その保証基準は、別記 3 「品質保証と計算方法」の項に定めるものとし、

- (1) サーバハードウェア稼働率
- (2) 障害通知時間
- (3) 障害回復時間

2 前項の規定は、第 29 条(非常事態時の利用の制限)及び第 31 条(提供停止)の規定に該当する事由がある場合、または前項の保証に対する違背が当社の責に帰すべき事由に拠るものではない場合には適用しません。

3 契約者が、本条に定める品質保証制度による減額の適用を受ける為には、当社が別途定める様式により、発生日から 10 営業日まで(以下、「申告期間」といいます)に申告するものとし、また、申告期間を経過した場合には、減額の適用を受けることができないものとし、

第 4 章 契約者の義務

第 21 条(電子メールの受領と応答)

契約者は、常に当社からの電子メールが、契約者が届け出た電子メールアドレスに確実に到達するようにし、当社から依頼があった場合には、それに対して遅滞なく応答することとします。

2 当社は、契約者に対し、有益と思われるサービスやビジネスパートナーの商品、サービス等の情報を電子メール等で送信する場合があります。

第 22 条(アカウント及びパスワードの管理)

契約者は、本サービスにて提供されるアカウント及びパスワードを厳重に管理するものとし、これらの不正使用により、当社あるいは第三者に損害を与えることがないように、万全の配慮を講ずるものとし、また、契約者は、不正使用に起因する全ての損害について責任を負うものとし、

2 契約者は、アカウント及びパスワードが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとし、

3 当社は、アカウント及びパスワードの漏洩、不正使用等から生じる如何なる損害についても、

当社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

4 当社は、アカウント及びパスワードの漏洩を原因とする不正使用が発生した場合は、強制的にパスワードを変更することがあります。パスワードを変更した時には、当社は契約者に対し、その旨を通知します。

5 契約者の本サービス利用におけるセキュリティ確保の為、当社は、緊急の場合を含み、如何なる場合であっても、電話によるアカウント及びパスワードの確認または再発行の請求には応じません。紛失等により、アカウント及びパスワードの再発行が必要な場合には、契約者は、当社が別途定める方法により請求するものとします。

第 23 条(ソフトウェア等の管理)

本サービスの提供に関し、契約者は、当社が契約者に提供するソフトウェア及びその他の各種情報(以下、「ソフトウェア等」といいます)について、以下の条件を遵守するものとします。

- (1) 契約者は、ソフトウェア等を第三者に対し、貸与、譲渡、使用許諾その他の処分をしないこと
- (2) ソフトウェア等を善良な管理者の注意をもって管理すること
- (3) ソフトウェア等の利用に関し、第 51 条(ソフトウェア等の著作権等)の規定を遵守すること

2 前項の規定に違反して、当社に損害を与えた場合には、契約者は、当社に対し、損害を賠償するものとします。

第 24 条(サービスの利用)

契約者は、本利用規約及び別記 4「技術的条件」に沿って本サービスを利用するものとします。

2 前項に違反しない場合であっても、当社が本サービスの利用に関し、契約者の利用方法等が不適切であると判断し、その是正を要請した場合、契約者は、当社の要請に従って適切な対処を行なうものとします。

3 契約者は、インターネット利用上の慣例に従い、第三者と共有するインターネットを相互に快適に利用できることに努めるものとします。

4 契約者は、本サービスの利用に際し、第三者による不正アクセス、情報破壊行為、情報を不正に取得する行為等を認識した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。

第 25 条(禁止行為)

契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行なわないものとします。

- (1) 法令に違反する、またはその虞のある行為、あるいはそれに類似する行為
- (2) 当社あるいは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利を侵害する行為、またはその虞のある行為
- (3) 個人情報その他第三者に関する情報を偽り、その他不正な手段を用い収集、取得する行為、あるいはそれに類似する行為
- (4) 個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、またはそれに類似する行為

為

- (5) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはその虞のある行為
- (6) 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはその虞のある行為
- (7) 犯罪行為、犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為、またはそれらの虞のある行為
- (8) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、またはそれに類似する行為
- (9) 公職選挙法に違反する行為、またはその虞のある行為
- (10) 無限連鎖講(「ねずみ講」)あるいはそれに類似する行為、またはそれを勧誘する行為
- (11) 残虐な情報等、社会通念上、第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を掲載し、または送信する行為
- (12) 猥褻、児童売春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信する行為、及び児童の保護に関する法律に違反する行為、あるいはそれに類似する行為
- (13) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下、「風営法」といいます)が規定する映像配信型性風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為
- (14) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(以下、「出会い系サイト規制法」といいます)が規定するインターネット異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為
- (15) 当社の本サービス提供を妨害する行為、あるいはその虞のある行為
- (16) 第三者の通信に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、あるいはその虞のある行為
- (17) 当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、及び当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、及びそれらの行為を促進する情報掲載等の行為、あるいはそれに類似する行為
- (18) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メール(特定電子メールを含むが、それに限定されない)を送信する行為、または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはその虞のある電子メール(「嫌がらせメール」、「迷惑メール」)を送信する行為、及びそれに類似する行為
- (19) コンピュータウイルス等、他人の業務を妨害するあるいはその虞のあるコンピュータプログラムを、本サービスを利用して使用したり、第三者に提供する行為、あるいはその虞のある行為
- (20) 第三者の通信環境を無断で国際電話あるいはダイヤル Q2 等の高額な通信回線に変更する行為、及び設定を変更させるコンピュータプログラムを配布する行為
- (21) 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、または消去する行為
- (22) 他人のアカウントあるいはパスワードを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為

(23)その他、他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様において本サービスを利用する行為

- 2 前項に規定する行為には、当該行為を行なっているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する、または結果として同等となる行為を含みます。
- 3 第1項第13号及び第14号については、風営法または出会い系サイト規制法の定めに従い、適正に事業運営されていることを当社が確認できたものについては、第1項の規定適用から除外し、特別に本サービスの利用を認める場合があります。但し、その後、第1項で定める禁止行為を行なった場合や不適正な事業運営であると当社が判断した場合は、第31条(提供停止)に定めるサービスの提供の停止を含む措置を行なうことがあります。
- 4 契約者が、第1項で規定する禁止行為に該当する行為を行なっていると当社が判断した場合、当社は、第31条(提供停止)に定める措置を行なう他に、契約者の違反行為に対しての苦情対応に要した稼働等の費用、及び当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することがあります。

第26条(データ等の保管及びバックアップ)

契約者は、本サービスが本質的に情報の喪失、改変、破壊等の危険が内在しているインターネット網を介したサービスであることを理解した上で、サーバ上で利用、作成、保管、記録等をするファイル、データ、プログラム及び電子メールデータ等の全てを自己の責任において利用し、保管管理し、かつ、バックアップを行なうものとします。

- 2 契約者が、サーバ上で利用、作成、保管、記録等をするファイル、データ、プログラム及び電子メールデータ等の全てをバックアップしなかったことによって被った被害について、当社は、損害賠償責任を含めて、何らの責任を負わないものとします。

第27条(第三者の利用)

契約者は、本サービスを利用して第三者にサービスを提供する等、第三者に本サービスの一部または全部を利用させる場合には、自己の責任で利用させるものとし、当該利用に関して、当社を免責しなければならないものとします。

- 2 前項の場合において、契約者は、当該第三者に対して、本利用規約を遵守させなければならず、当該第三者が本利用規約に違反した場合には、契約者が違反したものと見做し、当社は、提供停止等の措置を取ることができるものとします。
- 3 第1項の場合において、契約者は、本サービスを利用させた第三者に対し、当社の免責及び当社への苦情、クレーム等の防止について明確な措置を行なうと共に、第三者より損害賠償等があった場合には、一切の折衝と賠償の責を負うものとします。
- 4 前項に係わらず、第三者から当社に損害賠償請求があった場合には、当該請求への対応に要した稼働等の費用、及び当社から第三者に対する損害費用等を契約者に請求することがあります。

第 28 条 (利用責任)

本サービスの利用に関連して、契約者が、他の契約者もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または契約者が、他の契約者もしくは第三者と紛争が生じた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何らの迷惑または損害を与えないものとします。

2 契約者が、本サービスを利用することにより、第三者に損害を与え、そのことにより当社が損害を被った場合には、契約者は、当社に対しその損害を賠償するものとします。

3 契約者は、自己の費用と責任において、本サービスの不意の事故に備えた措置を講じるものとします。

第 5 章 提供中止、提供停止、及びサービスの廃止等

第 29 条 (非常事態時の利用の制限)

当社は、天災地変その他の非常事態が発生し、または発生する虞がある時は、本サービスを制限する措置を取ることがあります。

第 30 条 (提供中止)

当社は、以下の場合には、本サービスの一部または全部の提供を中止することができるものとします。

- (1) 当社または他の電気通信事業者の設備の保守、工事、または移設等の為、止むを得ない時
- (2) 当社または他の電気通信事業者の設備の障害等の発生、またはその防止の為に止むを得ない時
- (3) 当社の設備に不正アクセス、クラッキング、アタック等の行為があった時、またはこれらの行為が行なわれていると疑われる時
- (4) 第 29 条 (非常事態時の利用の制限) に基づき、本サービスの利用の制限を行なう時

2 本サービスの提供を中止する時は、当社は契約者に対し、その旨とサービス提供中止の期間を事前に告知または通知します。但し、緊急止むを得ない時はこの限りではありません。なお、これにより、契約者に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負いません。

第 31 条 (提供停止)

当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当する時は、本サービスの提供を停止することができるものとします。

- (1) 利用契約上の債務を履行しなかった時
- (2) 第 4 章に定める契約者の義務に違反した時
- (3) 第 19 条 (ドメイン名) の規定に違反した時
- (4) 契約者による本サービスの利用が、当社または第三者に著しい負荷や支障 (設備やデータ等の損壊を含むが、それに限定されない) を与え、正常なサービス提供が行なえないと当社が判断した時

- (5) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に関する申告があり、その申告が妥当であると当社が判断する相当の理由がある時
- (6) 申し込みにあたって、虚偽の事項を記載したことが判明した時
- (7) 契約者が指定した支払口座またはクレジットカード等が、クレジット会社、収納代行会社、または金融機関等により、使用することができなくなった時
- (8) 契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より、料金の支払停止の通告があり、契約者がそれに代わる料金支払方法を、当社の定める期間内に届け出ない時
- (9) 当社が提供する他のサービスにおいて、利用規約等の違反により契約を解除された時
- (10) その他、当社が不適切と判断する時

2 前項に拠る本サービスの提供の停止は、原則として、停止条件に該当する限り継続するものとし、当社は、契約者が停止条件に該当しなくなった後、停止の解除措置を行いません。但し、停止の解除措置には、数日要する場合があることを、契約者は予め承諾するものとします。

3 当社は、契約者に通知することなく、第 1 項の規定により、本サービスの全部または一部の提供を停止、あるいは停止の為に必要な措置を取ることができるものとします。これにより、契約者に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 32 条(当社からのサービス内容の変更要請)

当社は、契約者の本サービスの利用状況に応じ、利用する基本サービスの種類やオプションサービスの変更を要請することがあります。この場合、契約者は、当社の要請を正当な理由なく拒絶することはできないものとします。

第 33 条(サービスの廃止)

当社は、当社の都合により、本サービスの種類全部または一部を廃止することができるものとします。本サービスを廃止する場合には、3 ヶ月以上前に契約者に対して告知または通知します。

2 当社が、一部のサービス種類を廃止した時は、契約者は、他の種類の本サービスを受けることができます。

3 前項の請求において、第 11 条(サービス内容の変更)の規定を準用します。

4 本サービスの廃止により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負いません。

第 6 章 契約の解除

第 34 条(契約者による解除)

契約者は、利用契約を解除する時は、当社に対し、解除月の 20 日までに解除の旨と対象とするサービス等を当社が定める方法により通知するものとします。解除の通知があった日が、解除月の 20 日を過ぎている時は、解除の効力は、当該通知があった翌月に生じるものとします。

2 年一括払い料金の場合は、契約期間終了月の 20 日までに契約を更新しない旨、及び解除の

対象とするサービス等を当社が定める方法により通知するものとします。通知しなかった場合には、契約期間は更に1年自動的に延長されるものとします。

3 第30条(提供中止)第1項の事由が生じ、連続して72時間以上本サービスが利用できず、かつ復旧見込みが不明な場合、契約者は、利用契約を解除することができるものとします。解除の効力は、その当該通知が当社に到達した日に生じるものとします。

4 前項の場合を除き、第18条(最低利用期間)に定める最低利用期間が経過する以前の解除はできないものとし、その場合の解除日は最低利用期間が満了する月の末日とします。また、年一括払い料金の場合、利用契約を中途解約しても、既払いの料金は一切返金しないものとします。

第35条(当社による解除)

当社は、以下に掲げる事由がある時は、契約者に何らの通知、または催告をせずに利用契約を解除できるものとします。

- (1) 第31条(提供停止)第1項に基づき、当社が本サービスの提供を停止した場合、停止の日から14日以内に停止の原因となった事由が解消されない時
- (2) 第31条(提供停止)第1項の各号のいずれかの事由があり、本サービスの提供に著しく支障を及ぼす虞があると認められる時
- (3) 利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由がある時
- (4) 差押、仮差押、仮処分、滞納処分、競売の申し立て等を受けた時、破産、民事再生、特別清算、会社更生等の手続きの申し立てがあった時、または清算に入った時
- (5) 租税公課の滞納処分を受けた時
- (6) 手形、小切手につき不渡り処分を受けた時
- (7) 契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より、料金の支払停止の通告があり、契約者がそれに代わる料金支払方法を、当社の定める期間内に届け出ない時
- (8) 監督官庁から営業停止または営業許可の取消処分を受けた時
- (9) 利用契約を維持し難い不信行為があった時
- (10) 当社が提供する他のサービスにおいて、利用規約等の違反により契約を解除された時

2 第33条(サービスの廃止)第1項の規定により、本サービスの種類全部または一部が終止された時(同条第2項の規定により、他の種類への変更があった場合を除きます)は、廃止の日に利用契約が解除されたものとします。

3 解除により、第18条(最低利用期間)に定める最低利用期間に満たない場合は、第40条(利用料金の精算)第1項の規定を適用します。また、年一括払い料金の場合、利用契約を中途解約しても、既払いの料金は一切返金しないものとします。

第36条(解約時のデータ、ソフトウェア等)

第11条(サービス内容の変更)により、変更前の本サービスが解除された場合、あるいは、第34条(契約者による解除)または第35条(当社による解除)により、本サービスを解除された場合、

当社は、契約者が、サーバ上で利用、作成、保管、記録等をしたファイル、データ、プログラム、電子メールデータ等、及びソフトウェア等の全てを返還または保管等する義務を負わず、契約者に何らの通知等をすることなくサーバから削除します。

2 前項に基づく削除による契約者の直接あるいは間接の損失、損害等に対して、当社は如何なる責任も負わないものとします。

第7章 料金等

第37条(料金の支払い義務)

契約者は、当社に対し、NetPlatz ホスティングサービスの利用に関し、第42条(初期料金の請求)から第43条(月額料金の請求)までの規定により調定した初期料金、月額料金、年額料金等を支払うものとします。

2 初期料金は、本サービス利用申込について、当社が承諾を行なった時点で、支払い義務が発生します。

3 月額料金は、利用開始日の翌月1日から起算して、当該サービスの提供を受けた最後の月の末日までの期間について、利用料金の支払い義務が発生します。

4 年一括払い料金の場合には、利用開始初年度の料金となる初期料金と年額料金の合計額について、本サービス利用申込について、当社が承諾を行なった時点で、支払い義務が発生します。また、次年度以降は、年額料金について支払い義務が発生します。

5 サービス内容の変更に伴う料金は、当該変更毎に、当社が第11条(サービス内容の変更)第1項の変更申込を承諾した時点で(料金があるサービス内容の変更に限ります)、支払い義務が生じます。

6 本サービスの料金の算出については、第30条(提供中止)または第31条(提供停止)の規定により、本サービスの提供が中止または停止された期間であっても、当該サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。また、当社は、本サービスについての既払いの料金等を一切返金する義務を負わないものとします。

7 利用申込を当社が承諾し、利用規約に定める範囲外の作業を行なった場合、申込者は、当社の請求する特別料金を支払うものとします。当社は、当該作業について特別料金が必要となる場合、申込者に対してその旨を事前に通知します。

第38条(初期料金)

当社は、初期料金として、別記1「料金表」を定めます。

第39条(月額料金)

当社は、月額料金として、別記1「料金表」を定めます。

2 当社は、年一括払い料金の場合には、年額料金として、別記1「料金表」を定めます。

第 40 条(利用料金の精算)

契約者は、第 18 条(最低利用期間)に定める最低利用期間が経過する日よりも前に、契約の解除(第 34 条(契約者による解除)第 3 項、または第 35 条(当社による解除)第 2 項の規定により解除された場合を除きます)を行なう場合には、当該解除日が含まれる月の翌月 1 日から当該最低利用期間の末日までの期間に対応する月額料金の差額(残額がある場合に限り)を一括して支払うものとします。また、年一括払い料金の場合、第 34 条(契約者による解除)第 3 項、または第 35 条(当社による解除)第 2 項の規定により解除された場合を除き、利用契約を中途解約しても、既払いの料金は一切返金しないものとします。

2 契約者は、第 18 条(最低利用期間)に定める最低利用期間が経過する日よりも前に、本サービス内容の変更(第 33 条(サービスの廃止)第 2 項により変更された場合を除きます)で月額料金に変更が生じた場合は、当該変更日が含まれる月の翌月 1 日から当該最低利用期間の末日までの期間に対応する月額料金の差額(残額がある場合に限り)を一括して支払うものとします。また、年一括払い料金の場合、第 33 条(サービスの廃止)第 2 項により変更された場合を除き、利用契約を中途変更しても、既払いの料金は一切返金しないものとします。

第 41 条(品質保証違背における減額)

当社が、第 20 条(品質保証制度)に定める保証基準に違背した場合、別記 3「品質保証と計算方法」の項に定める額を、契約者からの申告に基づき、当社の定める方法により、減額します。

第 42 条(初期料金の請求)

当社は、契約者に対し、本サービスの初期料金について、第 38 条(初期料金)の規定により算出した額を暦月に従って計算し、請求します。

第 43 条(月額料金の請求)

当社は、契約者に対し、本サービスの月額料金について、第 39 条(月額料金)、第 41 条(品質保証違背における減額)の規定及び次項から第 3 項までの規定により算出した月額料金の額を毎月、暦月に従って計算し、請求します。

2 利用開始日が含まれる月の本サービスの月額料金は、当該月における本サービスを提供した期間に対応する日割り相当額につき、非課金とします。

3 利用契約の解除月における本サービスの月額料金(第 18 条(最低利用期間)に定める最低利用期間が経過する日よりも前に解除があった場合は除きます)は、暦月末日までの 1 ヶ月分を請求します。

4 年一括払い料金の場合には、本サービスの年額料金は、利用開始日が含まれる月における本サービスを提供した期間に対応する日割り相当額について非課金とし、その翌月から第 39 条(月額料金)及び第 41 条(品質保証違背における減額)の規定により算出した額を請求します。

第 44 条(料金等の支払方法)

契約者は、本サービスの料金等を、申込時の契約者の申請により当社が承諾した口座振替、銀行振込、またはクレジットカードのいずれかの方法により支払うものとします。また、支払いに関する細部条項は契約者と当該収納代行会社、金融機関、またはクレジット会社等との契約条項または当社が指定する期日、方法に拠ります。なお、契約者と当該収納代行会社、金融機関、またはクレジット会社等の間で紛争が発生した場合には、当該当事者双方で解決するものとし、当社には一切の責任がないものとします。

2 支払いに関する手数料等は、契約者の負担とします。

3 本サービスの利用開始後は、第 41 条(品質保証違背における減額)の場合を除き、理由の如何を問わず、当社は、契約者から受領した本サービスの料金等を返金しません。

第 45 条(割増金)

料金等の支払いを不法に免れた契約者は、その免れた額に加え、その免れた額に相当する額を割増金として、当社が指定する期日までに支払うこととします。

第 46 条(延滞損害金)

契約者が、料金その他の債務(延滞損害金は除きます)について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合、当該契約者は、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を、延滞損害金として当社が指定する期日までに一括して支払うこととします。

第 47 条(割増金等の支払い方法)

第 45 条(割増金)及び第 46 条(延滞損害金)の支払いについては、当社が指定する方法により支払うものとします。

第 48 条(消費税)

契約者が当社に対し、本サービスに係る債務を支払う場合において、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定により、当該支払いについて消費税及び地方消費税が賦課されるものとされている時は、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

第 49 条(端数処理)

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第 50 条(集金代行の委託)

契約者は、本サービスの料金等の入金案内について、当社が当該債権の入金案内業務を、集金代行業務を行なう会社へ委託することを、予め承諾するものとします。

第 8 章 データ、ソフトウェア等の取り扱い

第 51 条(ソフトウェア等の著作権等)

契約者に提供されるソフトウェア等については、その著作権、ノウハウ等の知的所有権の全てを当社、または当社にこれらの情報の利用を許諾した第三者が所有します。

2 契約者は、ソフトウェア等を本サービス利用の目的にのみ利用することができ、これ以外の目的での利用はできません。

第 52 条(データ等の取り扱い)

本サービスにおいて、契約者が、サーバ上で利用、作成、保管、記録等をしたファイル、データ、プログラム、及び電子メールデータ等が、滅失、毀損、当社の責に拠らない漏洩、その他の事由により、本来の利用目的以外に使用されたとしても、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社は如何なる責任も負わないものとします。

第 53 条(データ等の利用)

本サービスにおいて、当社は、サーバ設備の故障または停止等の復旧等の設備保全、サービス維持運営の為、契約サーバまたはディレクトリ内にある、契約者が、利用、作成、保管、記録等をしたファイル、データ、プログラム、電子メールデータ等を一時的に確認し、または複写、複製することがあります。

2 前項の複写、複製は、契約者が、サーバ上で利用、作成、保管、記録等をしたファイル、データ、プログラム、電子メールデータ等の完全保持を目的とするものではなく、当社は、その完全性等を含め、何らの保証をしません。

第 54 条(データ、ソフトウェア等の消去)

当社は、契約者の登録した情報等または契約者の管理する情報等が、当社の定める所定の基準を超えた場合、または第 31 条(提供停止)第 1 項各号のいずれかに該当する時は、契約者に対し、何らの通知、または催告なく、現に蓄積している情報を削除し、または情報の転送もしくは配送を停止することがあります。

第 9 章 損害賠償

第 55 条(責任の制限)

当社は、本サービスを提供すべき場合において、第 20 条(品質保証制度)で定める保証基準に違背した時に限り、損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、料金減額の合計額が違背した当該月における基本サービスの月額料金を限度として、損害を賠償します。また、年一括払い料金の場合には、基本サービスの月額料金を1/12を乗じ、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額を限度として、損害を賠償します。

第56条(免責事項等)

当社は、本サービスの提供に起因して、契約者または第三者が損害を負うことがあっても、結果的損害、付随的損害、及び逸失利益を含め、如何なる理由があろうとも、第55条(責任の制限)で規定する責任以外には、一切の賠償責任を負わないものとします。

2 当社は、本サービスが、契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能を有していること、不具合や故障を生じないことを含め、本サービスに関して、第20条(品質保証制度)で定める保証基準以外については、明示的にも黙示的にもその完全性、正確性、確実性、有用性等の如何なる保証も一切行なわないものとします。

3 利用規約の定めに従って、当社が行なった行為の結果についても、原因の如何を問わず、如何なる責任も負わないものとします。但し、当社に故意または重大な過失があった場合には、本項は適用しません。

第10章 雑則

第57条(通信の秘密の保護)

当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に基づいて保護し、本サービスの円滑な提供を確保する為に必要な範囲でのみ使用、または保存します。

2 当社は、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)の定めに基づく強制の処分が行なわれた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で、また、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)に基づく開示請求の要件が満たされた場合には、当該開示請求の範囲で、それぞれ前項の守秘義務を負わないものとします。

第58条(個人情報等の保護)

当社は、契約者の個人情報を「個人情報のお取り扱いについて」に基づき、適切に取り扱うものとします。

2 当社は、契約者の個人情報を「個人情報のお取り扱いについて」に記載する利用目的の範囲内で利用します。

3 当社は、前項の利用目的に必要な範囲で、個人情報を委託先等に提供する場合があります。

4 当社は、以下の各号の場合を除き、契約者本人以外の第三者に個人情報を提供しないものとします。なお、通信の秘密に該当する情報については、前条の規定に従って対応するものとします。

- (1) 契約者本人の同意がある場合
- (2) 契約者の本サービス利用に係る債権、債務の特定、支払い、及び回収の為に必要な範囲でクレジット会社、収納代行会社、または金融機関等に個人情報を開示する場合
- (3) 裁判官の発付する令状に拠り、強制処分として捜査、押収等が為される場合
- (4) 法律上の照会権限を有する公的機関から照会が為された場合、その他法令に基づいて提供する場合

第 59 条(協力義務)

利用規約に定めのない事項について疑義が生じた場合、契約者と当社は、誠意をもって協議し、解決するものとします。

第 60 条(管轄裁判所)

本サービスの利用に関連して、契約者と当社との間で紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所、または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 61 条(準拠法)

利用規約及び利用契約の解釈、適用、履行については、特別の定めがない限り、日本法を適用します。

付則

この利用規約は、2010 年 4 月 12 日から改定施行します。

特約 1 ドメイン名取得・管理オプションサービス特約

第 1 条(特約の適用)

契約者は、NetPlatz ホスティングサービスのオプションサービスである「ドメイン名取得・管理料金」(以下、「ドメインサービス」といいます)の利用契約を締結する場合には、NetPlatz ホスティングサービス利用規約(以下、「基本規約」といいます)と共に、本特約も遵守するものとします。

2 本特約に定めのない事項については、基本規約を適用するものとします。

第 2 条(サービス内容及び提供内容)

ドメインサービスの内容は、契約者が、当社が別途定めるインターネットにおけるドメイン名の登録を行なうと共に、そのドメイン名の維持管理機能の提供とします。

2 当社は、上位組織(Internet Corporation for Assigned Names and Numbers(以下、「ICANN」といいます)より認定を受けた gTLD を取り扱うレジストラ、及び JP ドメイン名の登録管理業務等の関連する業務を行なう会社を指します)へ申込者のドメイン名登録を行なうサービスを提供します。

第 3 条(ドメイン資源管理団体の規約等の遵守義務)

当社は、本特約の一部を構成する ICANN 及び社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下、「JPNIC」といいます)(以下、ICANN と JPNIC を合わせて「ドメイン資源管理団体」といいます)の定めるガイドライン及び紛争処理方針その他これに付随する規則を遵守する法人または個人に対してのみドメインサービスを提供します。

2 契約者は、ドメイン資源管理団体が、必要に応じていつでも紛争処理方針及び付随する規則を変更できる権限を持つことを承諾するものとします。紛争処理方針及び付随する規則の変更後に、契約者が所有するドメイン名を継続して使用することは、その変更を承諾したものとします。

3 契約者は、第三者が契約者のドメイン名に対し異議を申し立てた時には、その時点において効力のある紛争処理方針の規定に従うものとします。

4 ドメイン資源管理団体及び上位組織が採用するポリシー、ガイドライン、規約、規則、方針、及びその他の取り決め(以下、「上位規約」といいます)は、本特約に優先する効力を持つものとし、契約者は、上位規約を遵守するものとします。

第 4 条(ドメイン名の登録の停止、取消等)

契約者は、上位組織、レジストリ、または当社が、以下の場合において、契約者のドメイン名登録を停止、抹消、取消、移転、または修正する権利を保持することを承諾します。

- (1) 契約者が、紛争処理方針をはじめとする上位規約に違反し、上位組織、レジストリ、または当社による注意にても違反を是正しない場合
- (2) ドメイン資源管理団体の定めたポリシーに基づく手続きによる場合

- (3)ドメイン名登録を停止、抹消、取消、移転、または修正する、各国(日本または米国に限らない)の法律的な根拠がある場合
 - (4)上位組織及びその他レジストラ、レジストリの管理者により、あらゆる種類のエラーを修正する場合
 - (5)ドメイン名に関する紛争を解決する場合
- 2 契約者は、レジストラ変更に伴う場合を除き、当社とのドメインサービスに関する利用契約が終了した場合には、当社が当該ドメイン名登録を抹消することを承諾します。

第5条(書類等の提出)

当社は、ドメインサービスの提供に必要と判断する場合は、契約者に書類その他の資料等の提出をして頂くことがあります。

第6条(登録情報の開示)

契約者は、ドメイン資源管理団体、上位組織またはレジストリ、もしくは、ドメイン資源管理団体あるいは各国の法律等が要求、または許可した第三者が、契約者の提供したドメイン名登録に関する情報を開示すること、または利用することを承諾するものとします。

2 契約者は、上位組織が第三者に対して開示することが許される、もしくは開示しなければならない情報についての条件をドメイン資源管理団体が定めること、及びドメイン資源管理団体がそれらを変更することができることを承諾します。

3 契約者は、当社が、ドメインサービスの提供に必要な範囲において、委託先に契約者の情報を提供することを承諾します。

第7条(サービスの終了)

上位組織の解散、消滅、上位組織のドメイン名登録サービスの終了、あるいは、上位組織と当社との契約の終了等、ドメインサービスの提供が困難となった場合、その他当社の経営上の判断により、当社はドメインサービスを終了することがあります。ドメインサービスを終了する時は、その旨を電子メール等、当社所定の方法で通知するものとします。但し、この通知が到達しない場合であっても、ドメインサービスの終了の効果に影響を与えないものとします。

第8条(申込契約)

申込者は、契約申込その他事後において、当社に提供される情報が正確であることが、ドメインサービスの申込、利用の継続、及び提供契約の継続の為の必須の要件であること、これに対する違反は、ドメインサービスの申込の承諾及び継続的に利用できるか否かに係わる重大な要件であることを確認します。

2 ドメイン名の選定は、申込者の責任において行なうものとします。申込者が一度選択し、申込を行なったドメイン名については、如何なる理由にても変更できないこととします。ドメイン名に係わ

る紛争については、当社は第 14 条(免責の承認)に従って免責されるものとします。

3 当社は、以下の場合には、ドメインサービスの利用申込を承諾しないことがあります。申込の承諾後においても、以下の場合が判明した場合は、当社は、契約の承諾を取り消すことができるものとします。

- (1)ドメイン資源管理団体、上位組織、またはレジストリのいずれかにより、ドメイン名の登録が拒絶された場合
- (2)ドメインサービスの申込時に虚偽の事実を申請した場合
- (3)申込者が未成年であって、保護者の同意を得ていない場合
- (4)前各号の他、当社の業務遂行上支障がある場合

4 当社が、申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。但し、その場合にも、別記 1「料金表」に記載の料金については返還しません。

第 9 条(契約期間)

ドメインサービスの契約期間は、当社を通じてレジストラによりドメイン名が登録され、当社にその事実が登録された日、もしくは当社所定のレジストラ変更及び譲渡の申込を通じて、他レジストラもしくは第三者から当社へ管理移管が行なわれ、当社にその事実が登録された日(以下、「契約起算日」といいます)から、契約者が選択したプラン毎に別記 1「料金表」に定められた契約期間とします。

2 契約者は、当社の所定の手続きにより、更新期間を指定しておくものとします。その申請期限は、当社が別途に定める期限とし、申請期限までに契約者による更新期間の指定がない場合は、契約期間の変更はないものと見做して契約を更新します。

3 契約の更新を希望しない場合は、契約者は、当社が別途に定める申請期限までに、当社の所定の手続きにより、その旨を申請するものとします。期限までに申請がない場合には、契約を更新します。

4 契約者が選択した契約期間の変更はできないものとします。

5 契約者が、本特約に違反している場合には、契約の更新を行なわない場合があります。

6 契約期間満了に伴い、第 4 条(ドメイン名の登録の停止、取消等)第 2 項により、ドメイン名登録が抹消された場合には、一定期間内に当社所定の方法により申請することにより、廃止ドメイン名を復活することができます。この場合の手数料は、当社が別途に定める料金とします。

第 10 条(ドメイン名の譲渡)

契約者が、ドメイン名を第三者に譲渡する場合は、契約者が当社所定の手続きによりドメイン名の譲渡を申し込むことができます。その場合、ドメイン名の譲受者が本特約及び上位規約に同意し、かつ、当社がドメイン名譲渡の申込を承諾した場合、当社は上位組織に対し、新しいドメイン名所持者の情報を転送します。

2 前項により、ドメイン名の譲渡をした場合は、譲受人は、当社が別途に定めるドメイン名譲渡料

金を支払うものとしします。

3 当社は、契約者によるドメイン名の譲渡の申込に対して、契約者が料金の支払いを行っていない場合、もしくは契約者が所有しているドメイン名が紛争中の場合には、ドメイン名の譲渡移転を承諾しません。

第 11 条(レジストラの変更)

契約者は、上位組織の定める手続きに従い、かつ、当社がレジストラの変更申込を承諾した場合、ドメイン名を他のレジストラの管理に移すことができます。この場合、当社へレジストラ変更の連絡を行ない、当社所定の手続きを行なうことにより契約を終了するものとしします。ドメイン名の種類により、最初の登録から一定期間は、他のレジストラへのレジストラ変更を行なえない場合があります。

2 申込者は、上位組織の定める手続きに従い、当社所定の方法でレジストラ変更の申し込みを行なうことができます。ドメイン名の種類により、他のレジストラでの登録から一定期間はレジストラ変更を行なえない場合があります。

3 当社は、契約者のレジストラ変更の要求に対しては、契約者が支払いを行っていない場合、もしくは契約者が所有しているドメイン名が紛争中の場合には、レジストラの変更を承諾しません。

4 本特約でいうレジストラの変更には、リセラーの変更も含まれます。また、本特約でいうレジストラとは、汎用 JP ドメイン名及び属性型・地域型 JP ドメイン名では、指定事業者を指します。

第 12 条(ドメイン名の変更)

属性型・地域型 JP ドメイン名については、上位組織の定める手続きに従い、当社所定の方法で、登録したドメイン名の変更申込を行なうことができます。ドメイン名の変更が承認された場合、契約者は、当社が別途に定める料金を支払うものとしします。なお、変更前の属性型・地域型 JP ドメイン名については、上位組織の定める上位規約に従い、抹消されます。

第 13 条(契約者による表明、保証)

契約者は、ドメインサービスの利用に関して、以下の各号の事項に関して表明し、これを保証するものとしします。

- (1) 登録情報が全て正確であること
- (2) ドメイン名あるいはその使用態様が、直接的、間接的を問わず、第三者の法的権利を侵害するものでないこと
- (3) 契約者によるドメイン名の登録及び契約者によるドメイン名の使用が、適用される全ての法に対して常に適法であること

2 契約者は、ドメイン名の登録、使用に関し、第三者との間で紛争(請求、訴訟等を含みます)が発生した場合、当該紛争に関し、当社、上位組織及びレジストリを免責し、当該紛争に当社、上位

組織及びレジストリを巻き込んで서는ならないものとします。

3 契約者は、契約者が登録したドメイン名に関して、第三者と当社、上位組織またはレジストリとの間に紛争が発生した場合には、当社、上位組織またはレジストリを擁護し、免責しなければならないものとします。

第 14 条(免責の承認)

契約者は、ドメインサービスが「現状のまま」(“as is” basis)、あるいは、「できればそのように改善する」(“as available” basis)という基準の下、提供されるものであることに同意します。本特約において、当社が認める責任の範囲以外は、ドメインサービスを提供する上位組織あるいは関連するそれ以外の如何なるサービス提供事業者も、明示あるいは黙示を問わず、ドメインサービスの商業的な利用可能性、特定の目的への適合性、第三者の権利の非侵害を保証するものではなく、ドメインサービスの利用が妨げられないこと、ドメインサービスが適時に受けられるものであること、安全であること、あるいは、エラーが生じないものであることを保証するものでもありません。ドメインサービスの利用から、契約者その他第三者が被るあらゆる契約上、あるいは不法行為に基づく損害について、たとえそれが予見された場合、事前に告知された場合であっても、直接損害、間接損害を問わず、如何なる場合においても、責任を負わないことに同意します。

2 当社は、ドメインサービスを前項の免責の同意を前提にして提供するものであり、前項の免責に同意しない契約者に対して、ドメインサービスを提供するものではありません。

第 15 条(必要情報の提供)

契約更新の時、またはそれ以外の時、当社は契約者に対し、利用申込の際に当社に提供した情報以外の情報を提供して頂く場合があります。契約者が、当該情報の提供を拒否した場合には、契約の更新を行わない場合があります。

2 契約者は、ドメインサービス利用の為に、当社に提供した全ての情報を正確かつ最新のものに保つものとします。

第 16 条(電子メールによる応答義務)

契約者は、当社、上位組織またはレジストリからの通知、連絡が確実に契約者の下に到着し、それに対する応答が速やかに行なえる状態にあることが、ドメインサービスの利用の継続及びドメインサービス提供の為に必須の要件であること、これに対する違反は、ドメインサービスを継続的に利用できるか否かに係わる重大な要件であることを承諾します。

2 契約者は、常に当社、上位組織またはレジストリからの電子メールが、契約者の下に確実に到達しうるようにし、それに対して遅滞なく応答を行なうこととします。

第 17 条(禁止行為)

契約者は、ドメインサービスの利用にあたり、以下の各号の行為を行なわないものとします。

- (1) 本人の許可なく、他人の情報を用いて、ドメイン名の登録を行なう行為
- (2) ドメイン名を、本人が使用する意思なく、第三者に転売または権利譲渡のみを目的として取得する行為

第 18 条(提供停止)

当社は、契約者が第 3 条(ドメイン資源管理団体の規約等の遵守義務)の規定に違反した時は、ドメインサービスの提供を停止することができるものとします。

第 19 条(責任の制限)

当社は、以下の各号の事項に起因して発生する可能性のあるあらゆる損失について、契約者あるいはその他の者に対して責任を負わないものとします。

- (1) 本特約に定めるドメイン名の登録停止、ドメイン名の登録取消
- (2) 契約者のドメイン名の使用
- (3) ビジネス上の停止、損失
- (4) ドメインサービスの合理的な制御を超える事由
- (5) 申込処理
- (6) 契約者のドメイン名に係る契約者のアカウントの修正処理
- (7) 天災地変、その他の非常事態の発生による損失
- (8) 本特約の下で提供される、全ての情報もしくはサービスの誤り、脱落、記述違いに起因する損失
- (9) 紛争処理方針の適用

2 当社は、契約者がドメインサービスの利用に関して情報等が破損または滅失したことによる損害、もしくは契約者がドメインサービスから得た情報等に起因して生じた損害について、その原因の如何に拠らず、一切の賠償の責任を負わないものとします。

3 当社が責任を負担することになった場合における当社の責任範囲は、如何なる場合においても、契約者がドメインサービスに関して当社に既に支払った当該契約期間の料金の総額を超えないものとします。

4 本条の規定は、当社に、故意または重大な過失があった場合には、適用しません。

第 20 条(免責)

第 19 条(責任の制限)の規定は、ドメインサービスに関して、当社が契約者に負う一切の責任を規定したものとします。当社は契約者、その他如何なる者に対しても、ドメインサービスを利用した結果について、ドメインサービスの提供に必要な設備の不具合・故障、その他の本来の利用目的以外に使用されたことによって、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社は第 19 条(責任の制限)の責任以外には、法律上の責任並びに明示または黙示の保証責任を問わず、如何なる責任も負わないものとします。また、本特約の定めに従って当社が行なった行為の結果

についても、原因の如何を問わず、如何なる責任も負わないものとします。但し、当社に故意または重大な過失があった場合には、本条は適用しません。

付則

この特約は、2010年4月12日から施行します。

別記1 料金表

1.基本サービス

月払い

(1)NetPlatz 共用サーバプラン

サービス種類	適用	初期料金	月額料金
Lite	1 契約毎	8,925 円	4,515 円

(2)NetPlatz VPS プラン

サービス種類	適用	初期料金	月額料金
VPS Lite	1 契約毎	21,000 円	15,750 円
VPS Enterprise	1 契約毎	21,000 円	33,600 円

(3)NetPlatz 専用サーバプラン

サービス種類	適用	初期料金	月額料金
Standard	1 契約毎	84,000 円	45,150 円
Middle range	1 契約毎	84,000 円	76,650 円
Premium	1 契約毎	84,000 円	94,500 円

年額一括払い

(1)NetPlatz 共用サーバプラン

サービス種類	適用	初期料金	年額料金
Lite	1 契約毎	8,925 円	53,550 円

(2)NetPlatz VPS プラン

サービス種類	適用	初期料金	年額料金
VPS Lite	1 契約毎	21,000 円	176,400 円
VPS Enterprise	1 契約毎	21,000 円	390,600 円

(3)NetPlatz 専用サーバプラン

サービス種類	適用	初期料金	年額料金
Standard	1 契約毎	84,000 円	516,600 円
Middle range	1 契約毎	84,000 円	894,600 円
Premium	1 契約毎	84,000 円	1,108,800 円

2.オプションサービス

月払い

(1)NetPlatz 共用サーバプラン向けオプションサービス

提供するオプションサービスはありません。

(2)NetPlatz VPS プラン向けオプションサービス

サービス種類	初期料金	月額料金
IP アドレス追加(1 個単位)	1,312 円	1,312 円
保証帯域増速(1Mbps 単位)	13,125 円	13,125 円
ロードバランサ(設定する VIP1 個単位)	21,000 円	10,500 円
VLAN 設定(接続するインターフェース単位)	14,700 円	2,100 円
緊急・時間外作業料金(1 作業単位)	10,500 円	—

(3)NetPlatz 専用サーバプラン向けオプションサービス

サービス種類	初期料金	月額料金
HDD アップグレード(1 アップグレード単位)	17,325 円	6,615 円
メモリ容量追加(1GB 単位)	17,325 円	3,990 円
IP アドレス追加(1 個単位)	1,312 円	1,312 円
保証帯域増速(1Mbps 単位)	13,125 円	13,125 円
ロードバランサ(設定する VIP1 個単位)	21,000 円	10,500 円
VLAN 設定(接続するインターフェース単位)	14,700 円	2,100 円
緊急・時間外作業料金(1 作業単位)	10,500 円	—

年一括払い

(1)NetPlatz 共用サーバプラン向けオプションサービス

サービス種類	年額料金
属性型 JP ドメイン名取得・管理料金(1 個/1 年単位)	5,250 円
汎用 JP ドメイン名取得・管理料金(1 個/1 年単位)	3,200 円
gTLD ドメイン名取得・管理料金(1 個/1 年単位)	5,250 円
SSL ライセンス購入(1id/1 年単位)	85,050 円
SSL ライセンス購入(1id/2 年単位)	170,100 円
SSL ライセンス購入(クイック認証 1id/1 年単位)	36,540 円
SSL ライセンス購入(クイック認証 1id/2 年単位)	73,080 円
SSL 証明書申請・設定代行料金(1id 単位)	31,500 円
SSL 証明書申請・設定代行料金(クイック認証 1id 単位)	15,750 円

(2) NetPlatz VPS プラン向けオプションサービス

サービス種類	初期料金	年額料金
IP アドレス追加(1 個単位)	1,312 円	15,750 円
保証帯域増速(1Mbps 単位)	13,125 円	157,500 円
ロードバランサ(設定する VIP1 個単位)	21,000 円	126,000 円
VLAN 設定(接続するインターフェース単位)	14,700 円	25,200 円
緊急・時間外作業料金(1 作業単位)	10,500 円	—

サービス種類	年額料金
属性型 JP ドメイン名取得・管理料金(1 個/1 年単位)	5,250 円
汎用 JP ドメイン名取得・管理料金(1 個/1 年単位)	3,200 円
gTLD ドメイン名取得・管理料金(1 個/1 年単位)	5,250 円
SSL ライセンス購入(1id/1 年単位)	85,050 円
SSL ライセンス購入(1id/2 年単位)	170,100 円
SSL ライセンス購入(クイック認証 1id/1 年単位)	36,540 円
SSL ライセンス購入(クイック認証 1id/2 年単位)	73,080 円
SSL 証明書申請・設定代行料金(1id 単位)	31,500 円
SSL 証明書申請・設定代行料金(クイック認証 1id 単位)	15,750 円

(3) NetPlatz 専用サーバプラン向けオプションサービス

サービス種類	初期料金	年額料金
HDD アップグレード(1 アップグレード単位)	17,325 円	79,380 円
メモリ容量追加(1GB 単位)	17,325 円	47,880 円
IP アドレス追加(1 個単位)	1,312 円	15,750 円
保証帯域増速(1Mbps 単位)	13,125 円	157,500 円
ロードバランサ(設定する VIP1 個単位)	21,000 円	126,000 円
VLAN 設定(接続するインターフェース単位)	14,700 円	25,200 円
緊急・時間外作業料金(1 作業単位)	10,500 円	—

サービス種類	年額料金
属性型 JP ドメイン名取得・管理料金(1 個/1 年単位)	5,250 円
汎用 JP ドメイン名取得・管理料金(1 個/1 年単位)	3,200 円
gTLD ドメイン名取得・管理料金(1 個/1 年単位)	5,250 円
SSL ライセンス購入(1id/1 年単位)	85,050 円
SSL ライセンス購入(1id/2 年単位)	170,100 円

SSL ライセンス購入(クイック認証 1id/1 年単位)	36,540 円
SSL ライセンス購入(クイック認証 1id/2 年単位)	73,080 円
SSL 証明書申請・設定代行料金(1id 単位)	31,500 円
SSL 証明書申請・設定代行料金(クイック認証 1id 単位)	15,750 円

*上記料金は、全て消費税込みの総額で表示しています。

*本利用規約には、本体価格と消費税等の合計額を表示しておりますが、消費税等の計算の都合上、契約者が計算された金額と実際の請求額が異なる場合があります。

*同一サービス種類のオプションサービスを一度に複数単位を申し込む場合には、初期料金は 1 単位分のみの請求となります(ロードバランサ及び VLAN 設定は除きます)。

*「緊急・時間外作業料金」は、通常の設定に必要となる日数(お申し込みから 5 営業日)以内での設定依頼、及び通常の設定の作業時間帯(営業日の 10 時~17 時)以外での設定依頼の場合に必要となります。

*「各ドメイン名取得・管理料金」、「SSL ライセンス購入」、及び「SSL 証明書申請・設定代行料金」を除き、基本サービスの支払パターン(月払い・年一括払い)とオプションサービスの支払パターン(月払い・年一括払い)は同一となります。

別記 2 オプションサービス

1.容量拡張に関するオプションサービス

(1)HDD アップグレード

(a)適用

本オプションサービスは、NetPlatz 専用サーバプランの契約者を対象に提供します。

(b)サービス内容

NetPlatz 専用サーバプランで提供するサーバ筐体に搭載されているハードディスクをより容量の大きいものに交換します。ハードディスク交換によるアップグレードの単位は、70GB、146GB、300GB、または 500GB のそれぞれのステップとなります。

(2)メモリ容量追加

(a)適用

本オプションサービスは、NetPlatz 専用サーバプランの契約者を対象に提供します。

(b)サービス内容

1GB 単位でメモリ容量を追加することができます。

2.インターネット接続に関するオプションサービス

(1)保証帯域増速

(a)適用

本オプションサービスは、NetPlatz VPS プラン及び NetPlatz 専用サーバプランの契約者を対象に提供します。

(b)サービス内容

1 接続において、1Mbps 単位でインターネット接続回線の保証帯域を増速することができます。帯域が保証される区間は、サーバ収容スイッチから当社の提供するゲートウェイルータまでとなります。なお、本オプションサービスは、あらゆる状況における接続速度を保証するものではありません。

3.複数台接続に関するオプションサービス

(1)ロードバランサ

(a)適用

本オプションサービスは、NetPlatz VPS プラン及び NetPlatz 専用サーバプランの契約者を対象に提供します。

(b)サービス内容

契約者が、2 台以上の NetPlatz VPS プランまたは NetPlatz 専用サーバプランを申し込み(同一のサービス種類に限ります)、かつ本オプションサービスを申し込まれた場合、ロードバランサにより負荷分散機能または冗長構成機能を提供します。提供の単位は、

ロードバランサに設定する 1 個の仮想 IP アドレス(VIP)単位となります。

4.その他のオプションサービス

(1)IP アドレス追加

(a)適用

本オプションサービスは、NetPlatz VPS プラン及び NetPlatz 専用サーバプランの契約者を対象に提供します。

(b)サービス内容

1 個単位でグローバル IP アドレスの追加をすることができます。契約者に割り当てる IP アドレスは、当社が、CIDR(Classless Inter-Domain Routing)ブロックの一部から指定するものとし、それ以外の IP アドレスは使用できません。また、割り当てられる IP アドレスは連続するものとは限りません。なお、NetPlatz VPS プラン及び NetPlatz 専用サーバプランの 1 契約あたりで利用可能な IP アドレスの数は、基本の IP アドレスを含めて 5 個までとなります。

(2)VLAN 設定

(a)適用

本オプションサービスは、NetPlatz VPS プラン及び NetPlatz 専用サーバプランの契約者を対象に提供します。

(b)サービス内容

契約者が、他のオプションサービスとの組み合わせにより、セグメントが異なる複数台のサーバ筐体を仮想的に契約者単独の同一セグメントに設置する必要がある場合に、その機能を提供します。提供の単位は、当該仮想セグメントに接続するインターフェース 1 個単位となります。

(3)ドメイン名取得・管理料金

(a)適用

本オプションサービスは、NetPlatz 共用サーバプラン、NetPlatz VPS プラン及び NetPlatz 専用サーバプランの契約者を対象に提供します。

(b)サービス内容

契約者が、NetPlatz ホスティングサービスで利用する公式に登録されたドメイン名を、新規に取得、他のレジストラから管理を当社へ変更、または、既に当社の管理となっている場合においては利用期間の更新を行なう機能を提供します。提供の単位は、ドメイン名 1 個単位となります。

(4)SSL ライセンス購入

(a)適用

本オプションサービスは、NetPlatz 共用サーバプラン、NetPlatz VPS プラン及び NetPlatz 専用サーバプランの契約者を対象に提供します。本オプションサービスは、

「(5)SSL 証明書申請・設定代行料金」とセットでのお申し込みが必要となります。

(b) サービス内容

NetPlatz ホスティングサービスでご利用のサーバにおいて、認証局より発行される SSL 証明書(ライセンス)をご契約の期間に応じて使用する為のライセンス費用です。1 コモンネーム(SSL による暗号化通信を行なう Web サイトの FQDN)に対して 1id の購入が必要となります。NetPlatz 共用サーバプランでは、1 契約あたりで 1id、また、NetPlatz VPS プラン及び NetPlatz 専用サーバプランにおいては、1 契約あたりで 5id までの購入が可能です(SSL 証明書(ライセンス) 1id につき、1 個のグローバル IP アドレスが必要となる為、複数の SSL 証明書(ライセンス)を購入される場合には、別途、対応した数の「IP アドレス追加」のお申し込みが必要となります)。なお、本オプションサービスには、NetPlatz ホスティングサービスのサーバへの設定代行作業は含まれておりません。

(5) SSL 証明書申請・設定代行料金

(a) 適用

本オプションサービスは、NetPlatz 共用サーバプラン、NetPlatz VPS プラン及び NetPlatz 専用サーバプランの契約者を対象に提供します。本オプションサービスは、「(4)SSL ライセンス購入」とセットでのお申し込みが必要となります。

(b) サービス内容

契約者が、NetPlatz ホスティングサービスで利用する Web サーバのディスク領域と、第三者の閲覧ソフト(Web ブラウザ)との間の通信を暗号化する場合に必要な認証局への証明書の販売取り次ぎ、及び当社から購入した SSL 証明書(ライセンス)のサーバへの設定代行を行ないます。なお、本オプションサービスには、SSL 証明書(ライセンス)のライセンス費用は含まれておりません。SSL 証明書の使用権は契約者に帰属するものとし、契約者が何らかの損害を被った場合や SSL 証明書に瑕疵があった場合でも、当社は一切の責任を負いません。

別記 3 品質保証と計算方法

1. サーバハードウェア稼働率

(1) 保証基準

NetPlatz ホスティングサービスで提供するサーバに対して、当社の監視システムよりアクセスできるかどうかを測定し、毎月1日から当該月末日までのサーバハードウェア稼働率が99.9%であることを保証します。

(2) 対象とするサービス種類

NetPlatz 共用サーバプラン

NetPlatz VPS プラン

NetPlatz 専用サーバプラン

(3) 減額する金額

サーバ稼働率	金額
94.9%以上 99.9%未満	基本サービスの月額料金の 5%を減額
90.0%以上 94.9%未満	基本サービスの月額料金の 10%を減額
50.0%以上 90.0%未満	基本サービスの月額料金の 50%を減額
50.0%未満	基本サービスの月額料金の 100%を減額

(4) 計算方法

サーバハードウェア稼働率は、サーバハードウェアに物理的にアクセスできない障害が発生した時間を1ヶ月単位で合計した累計障害時間と当該月の実日数による総稼働時間から、以下の式により算出するものとします。また、「3 障害回復時間」に規定する減額条件と重複する場合には、減額金額が大きいどちらか一方のみを適用します。

但し、天災地変を含む当社の責に拠らないアクセス障害については、本対象から除外します。

サーバハードウェア稼働率[%] = (総稼働時間[分] - 累計障害時間[分]) / 総稼働時間[分] × 100

なお、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

2. 障害通知時間

(1) 保証基準

契約者の責に拠らない障害により、NetPlatz ホスティングサービスが正常に利用できない状

態が発生した場合、当社が障害を知ってから 60 分以内にその旨を通知します。

但し、以下の場合には本対象から除外します。

- ・当社の機器または電気通信設備に関する保守または工事により、本サービスが提供中止の状態である時
- ・契約者が、当社に対し、障害通知を行なう連絡先を事前に知らせていなかったり、変更があった場合に変更後の連絡先を当社に届けていなかった時、または当社からの連絡が繋がらなかった時
- ・契約者が、当社に監視除外の申し出を行なっている間を含め、契約者の責により当社からの監視ができない状態にあった時
- ・天災地変等、不可抗力に拠る時

(2)対象とするサービス種類

NetPlatz 専用サーバプラン

(3)減額する金額

金額
減額金額の合計額が基本サービスの月額料金を限度として、1 回の違背につき、基本サービスの月額料金の日割り 1 日分

(4)計算方法

障害通知時間の違背に関する減額金額は、以下の式により算出するものとします。また、同日内における複数回の発生は、最初の 1 回のみを適用します。

$$\text{減額金額[円]} = \text{基本サービスの月額料金[円]} / \text{当該月内の実日数[日]}$$

なお、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

3.障害回復時間

(1)保証基準

契約者の責に拠らない障害により、NetPlatz ホスティングサービスが全く利用できない重度な障害が発生した場合、当社が障害を知ってから 12 時間以内に障害の回復、または障害程度の軽減をすることを保証します。

但し、以下の場合には本対象から除外します。

- ・当社の機器または電気通信設備に関する保守または工事により、本サービスが提供中止の状態である時
- ・天災地変等、不可抗力に拠る時

(2)対象とするサービス種類

NetPlatz 専用サーバプラン

(3)減額する金額

減額金額の合計額が基本サービスの月額料金を限度として、1回の発生につき、回復または障害程度の軽減までの時間に応じて、以下の通りの金額の減額を行いません。同日内における複数回の発生は、最初の1回のみを適用します。また、「1サーバハードウェア稼働率」に規定する減額条件と重複する場合には、減額金額が大きいどちらか一方のみを適用します。

時間	金額
12時間超 1日未満	基本サービスの月額料金の 3%を減額
1日以上 3日未満	基本サービスの月額料金の 10%を減額
3日以上 15日未満	基本サービスの月額料金の 50%を減額
15日以上	基本サービスの月額料金の 100%を減額

なお、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

別記 4 技術的条件

1.NetPlatz 共用サーバプラン

(1)IP アドレス

契約者は、契約期間中に限り、1 個の IP アドレスを本サービス種類において利用することができます。

(2)ドメイン名

契約者は、公式に登録された、契約者が正当な使用権利を有するドメイン名 1 個を本サービス種類において使用できます。

(3)ネームサーバ

契約者の都合により、正引きのネームサーバを用意できない場合には、プライマリサーバ、セカンダリサーバの各 1 台について、当社の指定するサーバを無償で提供します。但し、この場合についてのネームサーバに設定を行なう内容は、本サービス種類で使用するドメイン名及び IP アドレスに関する当社指定のホスト名に限ります。逆引きのネームサーバ設定は、当社ネームサーバにて行ないます。

なお、Web サーバまたはメールサーバのどちらかを契約者が用意することにより、本サービス種類で提供する機能のうち、一方のみを利用する場合においては、当社以外の IP アドレスが含まれるレコードについても設定を行ないます。

(4)ソフトウェアの権利

本サービス種類で使用するソフトウェア(オープンソースコードのソフトウェアを含む)については、当社は販売を行なうものではなく、現時点で一般に入手可能なものを契約者に代わってインストールを行なうものです。これらの各ソフトウェアの権利は、各々の著作権者に帰属するものであり、当社は如何なる権利譲渡の代行を行なうものではありません。但し、当社が正式な契約に基づき入手し、納品されたソフトウェアについては、この限りではありません。

(5)迷惑メールフィルタ

本サービス種類において、著作権を所有する第三者から使用を許諾されたソフトウェアにより、受信する電子メールに対する迷惑メール判定機能を提供します。当社は、迷惑メールフィルタにより、迷惑メールを受信しないことを保証しません。また、迷惑メールフィルタに関連して、契約者が何らかの損害を被った場合でも、当社は一切の責任を負いません。

(6)詳細な仕様

本サービス種類の詳細な仕様については、インターネット上のホームページ等において別途定めるものとします。

2.NetPlatz VPS プラン

(1)IP アドレス

契約者は、契約期間中に限り、1 個の IP アドレスを本サービス種類において利用することが

できます。また、契約者は、別途、有償のオプションサービスを申し込むことにより、IP アドレスの追加を行なうことができます。

(2)ドメイン名

契約者は、公式に登録された、契約者が正当な使用権利を有するドメイン名を、その数に制限なく本サービス種類において使用できます。

(3)ネームサーバ

契約者の都合により、正引きのネームサーバを用意できない場合には、プライマリサーバ、セカンダリサーバの各1台について、当社の指定するサーバを無償で提供します。但し、この場合についてのネームサーバに設定を行なう内容は、本サービス種類で使用するドメイン名に関するホスト名に限ります。逆引きのネームサーバ設定は、当社ネームサーバにて行ないません。

(4)ソフトウェアの権利

本サービス種類で使用するソフトウェア(オープンソースコードのソフトウェアを含む)については、当社は販売を行なうものではなく、現時点で一般に入手可能なものを契約者に代わってインストールを行なうものです。これらの各ソフトウェアの権利は、各々の著作権者に帰属するものであり、当社は如何なる権利譲渡の代行を行なうものではありません。但し、当社が正式な契約に基づき入手し、納品されたソフトウェアについては、この限りではありません。

(5)OSの再インストール

契約者からの申請により、契約者のディスク領域を利用開始時と同等の状態に初期化する作業をいいます。契約者は、この作業を行なうことにより、契約者が、それ以前にサーバ上で利用、作成、保管、記録等をしたファイル、データ、プログラム、電子メールデータ等は滅失することを予め了解の上、当社に申請するものとします。なお、OSの再インストール作業は、当社が別途定める作業時間内において実施します。

(6)詳細な仕様

本サービス種類の詳細な仕様については、インターネット上のホームページ等において別途定めるものとします。

3.NetPlatz 専用サーバプラン

(1)IP アドレス

契約者は、契約期間中に限り、1個のIPアドレスを本サービス種類において利用することができます。また、契約者は、別途、有償のオプションサービスを申し込むことにより、IPアドレスの追加を行なうことができます。

(2)ドメイン名

契約者は、公式に登録された、契約者が正当な使用権利を有するドメイン名を、その数に制限なく本サービス種類において使用できます。

(3) ネームサーバ

契約者の都合により、正引きのネームサーバを用意できない場合には、プライマリサーバ、セカンダリサーバの各1台について、当社の指定するサーバを無償で提供します。但し、この場合についてのネームサーバに設定を行なう内容は、本サービス種類で使用するドメイン名に関するホスト名に限ります。逆引きのネームサーバ設定は、当社ネームサーバにて行ないません。

(4) ソフトウェアの権利

本サービス種類で使用するソフトウェア(オープンソースコードのソフトウェアを含む)については、当社は販売を行なうものではなく、現時点で一般に入手可能なものを契約者に代わってインストールを行なうものです。これらの各ソフトウェアの権利は、各々の著作権者に帰属するものであり、当社は如何なる権利譲渡の代行を行なうものではありません。但し、当社が正式な契約に基づき入手し、納品されたソフトウェアについては、この限りではありません。

(5) サーバの初期化

契約者からの申請により、契約者の専用サーバを利用開始時と同等の状態に初期化する作業をいたします。契約者は、この作業を行なうことにより、契約者が、それ以前にサーバ上で利用、作成、保管、記録等をしたファイル、データ、プログラム、電子メールデータ等は滅失することを予め了解の上、当社に申請するものとします。なお、サーバの初期化作業は、当社が別途定める作業時間内において実施します。

(6) 詳細な仕様

本サービス種類の詳細な仕様については、インターネット上のホームページ等において別途定めるものとします。

別記 5 旧サービスプラン

1. サービスプラン

- (1) NetPlatz 共用サーバ My domain(新規販売終了)
- (2) NetPlatz 共用サーバ Economy(新規販売終了)
- (3) NetPlatz 共用サーバ Standard(新規販売終了)
- (4) NetPlatz 仮想専用サーバ(新規販売終了)
- (5) NetPlatz 専用サーバ Economy(新規販売終了)
- (6) NetPlatz 専用サーバ in iDC(新規販売終了)
- (7) NetPlatz 専用サーバ Plus in iDC(新規販売終了)
- (8) NetPlatz 帯域専用サーバ 10Mbps(新規販売終了)
- (9) NetPlatz 専用サーバ Xeon in iDC(新規販売終了)
- (10) NetPlatz 専用サーバ(新規販売終了)
- (11) NetPlatz 専用サーバ Plus(新規販売終了)
- (12) NetPlatz QuadCore プラン(新規販売終了)
- (13) NetPlatz 専用サーバ 10Mbps(新規販売終了)
- (14) NetPlatz 10Mbps 用追加サーバ(新規販売終了)

2. 適用除外条項

1.に定めるサービスプランにおいては、利用規約中の以下の条項及び別記は適用しません。

- (1) 第 4 条(基本サービスの種類)第 2 項
- (2) 第 18 条(最低利用期間)
- (3) 第 20 条(品質保証制度)
- (4) 第 41 条(品質保証違背における減額)
- (5) 別記 1 料金表
- (6) 別記 2 オプションサービス
- (7) 別記 3 品質保証と計算方法
- (8) 別記 4 技術的条件

3. 提供条件

1.に定めるサービスプランは、新規販売を終了したプランであり、当社は、同プランに付随するオプションサービスの継続的提供、及び老朽化に伴う提供機器に関する障害回復性や保守部材の確保を一切保証しません。